

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応の見直し	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>日本企業の海外での健全な事業活動に過度な負担が及ぶことがないよう、子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応（以下、「子会社株式簿価減額特例」）について、本税制の趣旨やビジネス実態を踏まえた所要の見直しを講ずる。</p>	
<u>関係条文</u>	〔 〕	
減収見込額	<p>[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>したがって、租税回避行為の防止を念頭に置きつつも、グローバルに事業を展開している日本企業の健全な事業活動に過度な負担が及ぶことがないよう、子会社株式簿価減額特例の所要の見直しを行う。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>日本企業は欧米企業と異なり、租税回避行為については抑制的であると言われていたところ、我が国における制度整備の検討に当たっては、そのような日本企業のビジネス実態を踏まえた適切な課税ルールを構築する必要がある。グローバルに活動し利益を我が国に還元することが期待される日本企業に対し、複雑な税制によって過度な負担を課すことは、結果的に国際競争力の低下を招きかねない。</p> <p>現行の子会社株式簿価減額特例は、一定の場合に適用を免除する規定等が設けられているが、日本企業のビジネス実態に必ずしも対応しておらず、日本企業の健全な事業活動に影響を及ぼしているため、現行の諸規定を見直す必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済 －海外市場開拓支援
	政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動に過度な負担が及ぶことがないようにし、海外展開を円滑化することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	子会社株式簿価減額特例の適正化を図るものであるため、当該税制の見直しによる措置が妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—